

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさ ば東シナ海系群	兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準



兵庫県告示第710号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

13.3トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	10.9トン
兵庫県日本海定置漁業	2.3トン
兵庫県その他漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

11.5トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	3.7トン
兵庫県その他漁業	3.2トン



兵庫県告示第711号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年6月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

区域名	加入区	同意成立年月日
香住区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	令和5年5月29日